

平成 22 年度 7 月 13 日
補償業務管理士試験委員会決定

専門学校補償講座受講生の取扱いについて

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（以下「実施規程」という。）第 23 条（その他）の規定に基づき、専門学校補償講座受講生に対する共通科目の研修の取扱いについて、下記のとおり定める。

記

測量法第 51 条の 2 から第 51 条の 4 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において補償業務に関する専門の知識等を修得した者は、共通科目の研修を受講したものとみなして当該養成施設を卒業した日から起算して 7 年を経過する日までの間、共通科目の研修を免除する。